

訪問型サービス・通所型サービスの報酬に係る日割り算定 Q&A

Q1 契約開始又は契約解除の時に日割り算定しないといけないことを知らなかった。
5月分から日割り算定するので、4月分は、これまでの介護予防訪問介護・介護予防通
所介護と同じように月額定額報酬で算定させてほしい。

A1 4月分から日割り算定になります。

Q2 介護予防訪問介護や介護予防通所介護の日割り算定事由にも、契約開始又は契約
解除が追加されているのか。

A2 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の日割り算定事由には追加されていません。

Q3 総合事業の契約開始で日割り算定する場合の起算日は、契約日か。サービスを始め
て利用した日か。

A3 契約日です。

Q4 月途中の契約であったが、報酬を月額定額報酬で請求し、国保連から返戻されなか
った。どうすればよいか。

A4 過誤申立による再請求を行ってください。